

資料4 県と市町村間の協働・連携の 取組について



1 推進体制

(1) 秋田県市町村協働政策会議 (H21~)

- 目的 県と市町村が協働し、総合力で住民サービスの向上や地域の自立・活性化等を図るため、政策等を提案・協議する。
- 構成 知事、市町村長
- 開催 年2回

※その他、庁内各部署等においても個別事業の推進にあたり取組を実施

(2) 人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会 (H25~)

- 目的 住民サービスの水準を確保するため、県と市町村の行政資源の効果的・効率的な活用策を調査・研究する。

(3) 市町村間連携に関する地域連携研究会 (H30~R3)

- 目的 市町村間の連携強化のため、地域毎(能代・山本、南秋、雄平)にテーマを設定し、連携の可能性を調査・研究する。

2 主な取組

(1) 事務、事業の連携・共同実施

- 職員研修(H22~)
 - ・ 職員研修(新規採用、能力開発)の共同実施
- 災害対応(H25~)
 - ・ 防災情報システムの集約、共同化
 - ・ 罹災証明交付(被害調査)研修の共同実施
 - ・ 自主防災組織の組織率向上、防災士の資格取得の促進
- 観光振興(H22~)
 - ・ 観光資源の磨き上げやルートの確立、首都圏PR等における連携
 - ・ 観光施設等への外国語案内の共同実施
- 子育て支援(H30~)
 - ・ 保育料、副食費助成の拡充
- 水道事業の広域連携(R2~)
 - ・ 南秋7市町村と水道事業の広域化研究
 - ・ 6圏域で水道広域化推進プランを策定
- 道路・橋梁の維持・管理(H17~)
 - ・ 道路の交換除雪・パトロール協力、橋梁の合同点検
 - ・ 複数市町村の橋梁点検業務の一括発注
- 公営住宅管理の効率化(H25~)
 - ・ 県営・市営住宅(大館市、横手市)の手続書類受取窓口の相互利用
 - ・ 県営・秋田市営住宅の管理共同化
- その他
 - ・ 下水道の固定資産評価等の共同実施
 - ・ マイナンバーカードの取得促進 など

(2) 体制、システム、施設の一体化

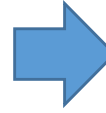
- 地方税の徴収(H22~R4)
 - ・ 県地方税滞納整理機構を設置し、市町村税の徴収額確保や市町村職員のスキルアップ
- 電子行政の推進(H22~)
 - ・ 県の電子入札システムの共同利用
 - ・ 情報セキュリティクラウドの共同運営
 - ・ 電子申請システムの共同導入・利用
- 公共施設の管理・設置(H26~)
 - ・ 同一指定管理者による県と市町村施設(セリオン・リスタ)の一体管理
 - ・ あきた芸術劇場(ミルハス)整備
- 生活排水処理(下水道)の広域・共同化(H22~)
 - ・ 市町村の公共下水道や農業集落排水の一部を県流域下水道へ接続し、処理
 - ・ 下水汚泥の広域資源化事業(県北・県南地区)
 - ・ 官民共同出資により、事務の補完と技術の承継を担う広域補完組織を設立
- ワンフロア化(H22~)
 - ・ 県と関係市が秋田内陸線の利用促進業務を北秋田市阿仁庁舎で共同実施
 - ・ 大仙市の建築確認業務を県振興局内で実施
 - ・ 横手市の商工、農林、建設業務を県振興局、県観光業務を市庁舎内で実施

県と市町村間の協働・連携の取組について

3 人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会(構成:県の各部局主管課長、市町村の企画担当課長)

(1)これまでの取組

- 将来、市町村単独で処理することが困難となることが想定され、周辺市町村や県との連携を検討する必要がある業務について調査し、57業務(福祉、医療、土木、教育、産業振興等)に整理。
- 整理した業務について、市町村及び庁内関係課にヒアリングを行い、連携の方向性や必要性を踏まえて、6つの作業部会を設置し、県と市町村で調査・研究を行っている。

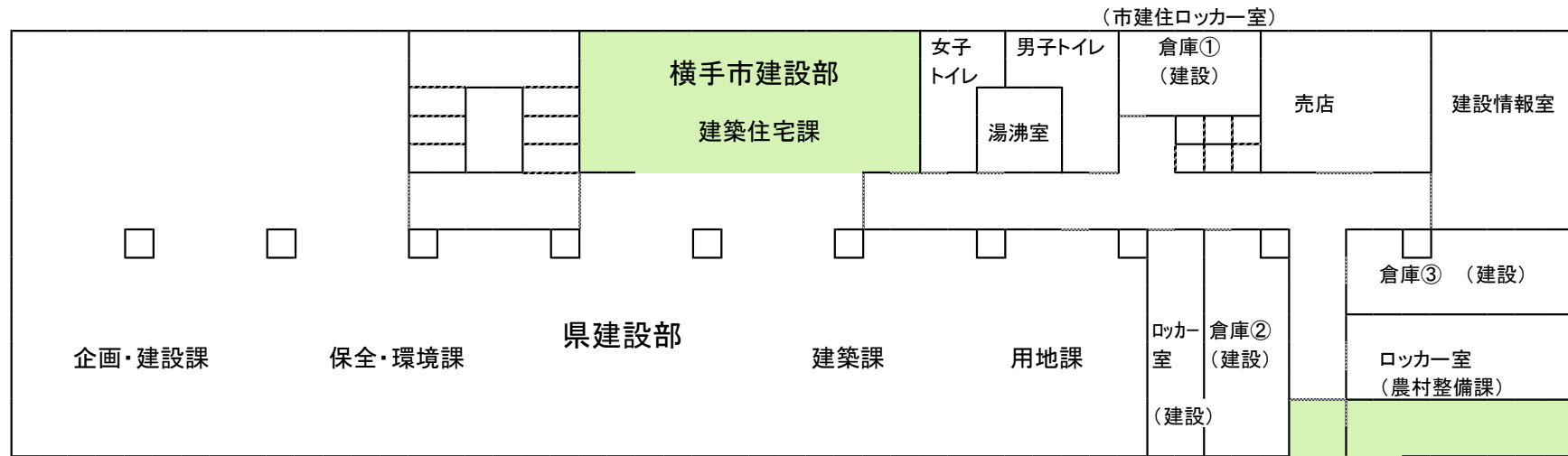


- ①道路・橋梁の維持管理 (H25~H31)
- ②電算システムの共同化 (H25~H28)
- ③生活排水処理事業運営 (H26~R元)
- ④公営住宅の管理運営 (H28~R3)
- ⑤水道事業の広域連携 (H29~)
- ⑥専門職員の人材確保 (H30~)

(2)現在の取組

作業部会	内容	今年度の取組
<u>水道事業の広域連携</u> ・市町村課 ・生活衛生課 ・市町村の関係課	・施設の老朽化に伴う大量更新期の到来、料金収入の減少等を見据えて経営の健全化を図るため、施設の共同利用や事務の共同実施等、広域連携について検討	・「水道広域連携推進プラン」に基づき、薬品や電力の共同調達など、具体的な取組の内容や実施スケジュール等のヒアリングの実施
<u>専門職員の人材確保</u> ・市町村課 ・建設政策課 ・技術管理課 ・市町村の関係課	・市町村の専門職員(建設土木技術職員)を確保するため、課題の解決方策等について検討	・県のウェブサイトやツイッターを活用し、市町村職員の採用試験情報の一元的広報の実施 ・全国の取組状況調査の実施 ・県の就活イベントへの参加やサイトでのPR等の検討

平鹿地域振興局庁舎 2F



建設分野

■ 道路、河川等

平成25年11月から平鹿地域振興局庁舎にワンフロア化。幹線道路網計画の策定や共同パトロール、除雪・除草等の交換委託を実施。

令和5年度から建設人材確保・育成を目的とする建設現場見学会等を県・市で共同実施。

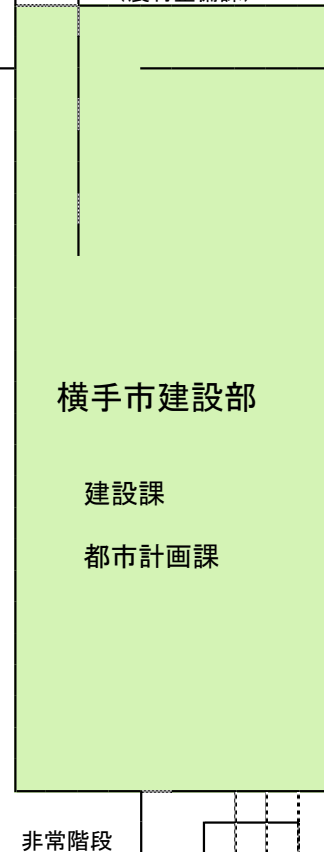
■ 建築住宅

平成23年度からワンフロア化。県の建築確認業務の横手市への移管をスムーズに進めるため、情報共有と実務研修を実施。平成24年度に市へ当該業務を移管済み。

また、県営住宅と市営住宅の入居募集を市広報に同時掲載するなどの連携を強化。

■ 屋外広告等の許認可

平成25年度に屋外広告物の許可等景観法に係る権限を移譲。

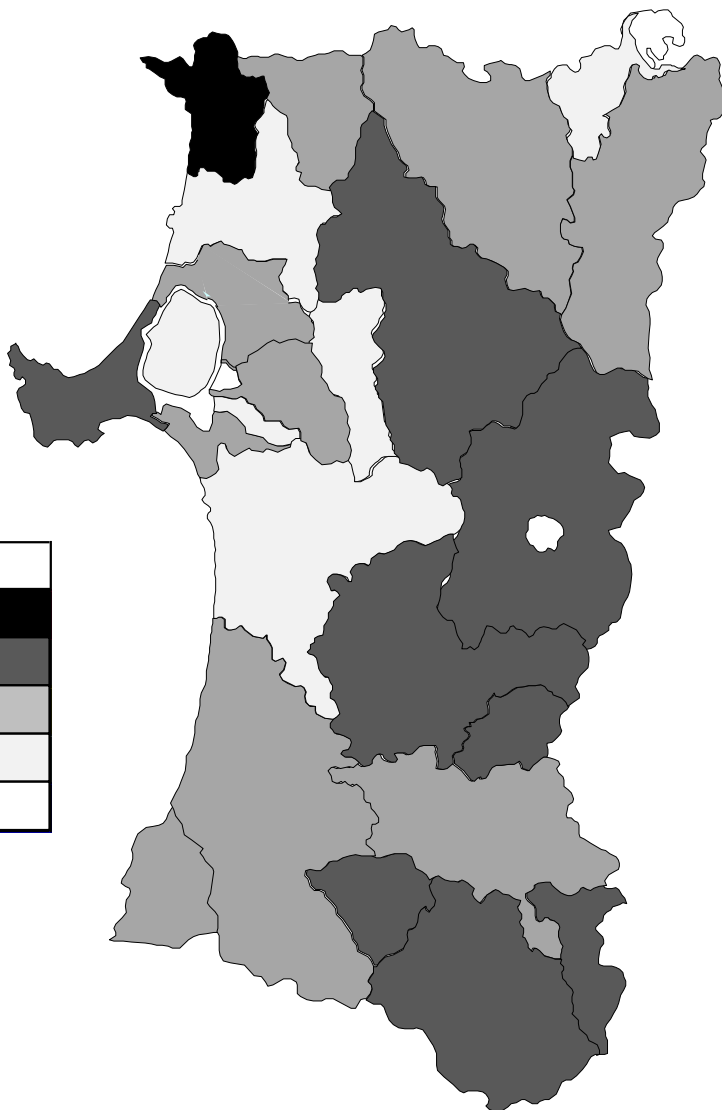


県から市町村への権限移譲の状況

○ 市町村が自立的、主体的に個性豊かな地域づくりを展開し、県民が最も身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるよう、知事等の権限に属する事務の市町村への移譲を推進

市町村への権限移譲状況 (R5. 10. 1時点、県全体の移譲率 83. 3%)

(単位：%)



	R5
秋田市	72.0
能代市	72.5
横手市	85.9
大館市	80.4
男鹿市	97.8
湯沢市	90.1
鹿角市	78.9
由利本荘市	75.0
潟上市	88.9
大仙市	95.7
北秋田市	95.6
にかほ市	77.2
仙北市	97.8
小坂町	72.6
上小阿仁村	68.3
藤里町	84.0
三種町	88.9
八峰町	100.0
五城目町	81.9
八郎潟町	53.8
井川町	60.3
大潟村	60.5
美郷町	97.6
羽後町	96.3
東成瀬村	98.7

主な権限移譲の対象業務

- ・ 児童委員の指揮監督
 - ・ 大規模小売店舗の新設届出の受理
 - ・ 鳥獣の捕獲等の許可
 - ・ 保育所の設置認可
 - ・ 旅館業の許可
 - ・ 旅券の発給
 - ・ 指定居宅サービス事業者の指定
 - ・ 指定介護予防サービス事業者の指定
- 等